

平成29年12月26日

報道各位

新潟市水道局
(担当：総務部総務課)

職員の懲戒処分等の公表について

このことについて、下記のとおり公表します。

記

1 被処分者及び処分内容

被処分者 水道局総務部 50歳代 課長級職員 戒告

2 処分対象事案の概要

部下である課長補佐級職員が、人間ドックの受診に用途を限定された休暇の承認請求を1日単位で行い、平成29年12月1日（金曜）に、同様の請求を行った他の所属の主査級職員とともに受診したものの、実際には受診に要した時間は1日に満たず、両者ともに残りの時間を私用に充てた。

当該課長級職員はその事実を知らず、1日単位の同休暇の請求を承認した。

この事実について、後日匿名の手紙で判明し、関係者に事情を聴取したところ、それぞれが前記事実を認めた。

3 処分年月日

平成29年12月26日

4 関係する処分

本事案に関係する、課長補佐級職員及び主査級職員を訓告処分とした。

5 水道局長コメント

日頃より法令遵守の徹底を図ってきた中、当局職員が本事案のような不適切な取り扱いをしたことは、自らの行動を厳しく律すべき地方公務員としてあるまじき行為であり、市民の皆さまに、心よりお詫びいたします。

今後、このようなことが無いように、法令遵守、綱紀の厳正な保持および服務規律の確保を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

【問い合わせ】

水道局総務部総務課長 中村

電話：025-232-7313（直通）

：090-3083-5128（公用携帯）